

**令和4年度  
第5回秋田地方最低賃金審議会  
議事次第及び資料項目**

令和5年3月2日（木）  
ルポールみずほ（2階）

**次 第**

- 1 開 会
- 2 議 題
  - (1) 令和4年度の審議経過と総括について
  - (2) 各専門部会等の廃止について
  - (3) その他

**資 料**

- 1 令和4年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要等
  - (1) 秋田地方最低賃金審議会等審議日程一覧表
  - (2) 最賃審議会等開催実績
  - (3) 秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要
- 2 令和4年度特定最低賃金改正に係る専門部会報告
  - (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業専門部会
  - (2) 秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業専門部会
  - (3) 秋田県自動車・同附属品製造業専門部会
  - (4) 秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業専門部会
- 3 令和4年度最低賃金決定状況
  - (1) 地域別最低賃金改定状況
  - (2) 特定最低賃金改定状況
- 4 令和5年度審議会等開催予定（素案）
- 5 業務改善助成金について
- 6 労働基準行政における当面の賃金引上げに係る対策について







## 令和4年度 最賃審議会等開催実績

月 日	6月		7月		8月		9月		10月		令和5年3月	
	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日	
1	水		金		月	第2回本審 第1回地賃専門部会 (参考人聴取)	木		土		水	
2	木		土		火	中賃目安答申	金		日		木	第5回本審
3	金		日		水	第2回地賃専門部会 (目安伝達)	土		月		金	
4	土		月		木		日		火	第2回電子部品専門部会	土	
5	日		火		金	第3回地賃専門部会(金額 審議、報告) 第3回本審(答申、特定諮 問)	月		水		日	
6	月		水		土		火		木	第2回非鉄金属専門部会	月	
7	火		木		日		水		金		火	
8	水		金		月		木		土		水	
9	木		土		火		金		日		木	
10	金		日		水		土		月		金	
11	土		月		木		日		火		土	
12	日		火		金		月	第2回公益委員会議	水		日	
13	月	第1回公益委員会議	水		土		火		木		月	
14	火		木		日		水		金		火	
15	水		金		月		木		土		水	
16	木		土		火		金		日		木	
17	金		日		水		土		月		金	
18	土		月		木		日		火		土	
19	日		火		金		月		水	第3回電子部品専門部会	日	
20	月		水		土		火		木		月	
21	火		木		日		水	第1回特定最賃合同専門部会	金		火	
22	水		金		月		木		土		水	
23	木		土		火	第1回特別小委員会 第4回本審(異議審)	金		日		木	
24	金		日		水		土		月		金	
25	土		月		木		日		火		土	
26	日		火		金		月		水		日	
27	月		水		土		火		木		月	
28	火		木		日		水	第2回自動車製造専門部会	金		火	
29	水	第1回本審(諮問)	金		月		木	第2回自動車小売専門部会	土		水	
30	木		土		火		金		日		木	
31			日		水				月		金	



## 令和4年度秋田地方最低賃金審議会審議経過の概要

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 本 審	6月29日(水) 9:30~10:05 合庁第1会議室 ・公3労3使4 ・傍聴人9名 ・マスコミ5社	1 令和4年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について 2 令和4年度審議方針について 3 令和4年度審議日程について 4 その他 ・意見聴取(意見書の提出があった場合)について ・最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策と参考資料集について
第2回 本 審	8月1日(月) 13:28~14:10 合庁第1会議室 ・公5労4使5 ・傍聴人10名 ・マスコミ6社8人	1 生活保護と最低賃金について ・令和4年度賃金改定状況調査の結果について 2 賃金実態調査結果について ・最低賃金基礎調査結果について 3 その他 ・今後の審議日程(案)について ・意見書について ・専門部会の委員について
第1回 地賃専 門部会	8月1日(月) 14:30~16:30 合庁第1会議室 ・公3労3使3 ・傍聴人10名 ・マスコミ6社8人 (冒頭のみ公開)	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 参考人意見聴取について ・参考人1名から意見聴取 3 秋田県最低賃金の金額審議について ・労側の基本的考え方と金額提示及び使側の基本的考え方 ・公労・公使会議を開催し、意見を交換 4 今後の審議日程について
第2回 地賃専 門部会	8月3日(水) 15:00~17:25 合庁第1会議室 ・公3労3使3 ・傍聴人5名 ・マスコミ4社 (冒頭のみ公開)	1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(伝達) 2 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し、意見を交換
第3回 地賃専 門部会	8月5日(金) 13:25~16:00 合庁第2会議室 ・公3労3使3	1 秋田県最低賃金の金額審議について ・公労・公使会議を開催し意見を交換したが、労使の合意には至らなかった。 2 専門部会報告について ・公益委員見解(31円引上げて時間額853円に改定)により採決を行ったところ、賛成多数(賛成5、反対3)となり、公益委員見解をもって本審へ専門部会報告をすることです承

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第3回 本 審	8月5日(金) 16:00~16:42 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人5名 ・マスコミ11社17人	1 秋田県最低賃金専門部会からの報告及び改正決定の答申について ・専門部会報告(31円引上げて時間額853円に改定)に基づき答申をすることについて採決を行ったところ、賛成多数(賛成9、反対5)により結審し、労働局長へ答申した。 2 秋田県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について ・必要性の諮問 ・特別小委員会設置の承認
第1回 特別小 委員会	8月23日(火) 10:00~10:20 合庁第2会議室 ・公3労3使3	1 委員長及び委員長代理の選出について 2 「既設4特定最低賃金」の改正の必要性の有無について ・申出要件の審議の結果、何れも「必要性あり」で合意
第4回 本 審	8月23日(火) 10:30~11:05 合庁第1会議室 ・公5労5使5 ・傍聴人6名 ・マスコミ6社9人	1 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議の申出の取扱いについて ・異議申出9件に対する取扱いを審議した結果、改正決定答申のとおり決定すべき旨を全会一致で議決し答申 2 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
第1回 特定最 低賃金 合同専 門部会	9月21日(水) 10:00~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・資料説明 ・賃金実態調査結果報告
第2回 自動車 製造専 門部会	9月28日(水) 9:55~11:05 合庁第2会議室 ・公2労3使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>31円引上げて938円とする</u> ことを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第2回 自動車 小売専 門部会	9月29日(木) 10:00~11:05 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>28円引上げて897円とする</u> ことを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第2回 電子部 品等専 門部会	10月4日(火) 14:55~17:20 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第2回 非鉄専 門部会	10月6日(木) 14:55~16:45 合庁第2会議室 ・公2労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>23 円</u> 引上げて <u>933 円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第3回 電子専 門部会	10月19日(水) 13:55~15:10 合庁第2会議室 ・公2労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>30 円</u> 引上げて <u>891 円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申
第5回 本 審	3月2日(木) 10:00~ ルポールみずほ ・公 労 使 ・傍聴人 名 ・マスコミ 社	1 令和4年度の審議経過と総括について 2 各専門部会等の廃止について 3 その他



**令和4年度特定最低賃金改定の審議経過  
(非鉄金属製錬・精製業専門部会)**

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月21日(水) 9:55~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・資料説明 ・賃金実態調査結果報告
第2回 非鉄専門部会	10月6日(木) 14:55~16:45 合庁第2会議室 ・公2労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>23円</u> 引上げて <u>933円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

## 2 審議結果

- ① 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和4年10月6日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県非鉄金属製錬・精製業

最低賃金専門部会

部会長 長岐 和行

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の  
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

(公益代表委員)

赤坂 薫

伊藤 慎一

長岐 和行

(労働者代表委員)

伊藤 徹

佐藤 伸幸

吉田 大輔

(使用者代表委員)

小野 秀人

木村 鋭

善 英喜

## 別 紙

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属第1次製錬・精製業又は非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間933円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和4年12月25日



令和4年10月6日

秋田労働局長  
川口秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫

秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の  
改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月23日付け秋労発基0823第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

（別紙 省略）

令和4年度特定最低賃金改定の審議経過  
(電子部品・デバイス等製造業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月21日(水) 9:55~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・資料説明 ・賃金実態調査結果報告
第2回 電子部品等専門部会	10月4日(火) 14:55~17:20 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議
第3回 電子専門部会	10月19日(水) 13:55~15:10 合庁第2会議室 ・公2労3使3 (非公開)	1 改正決定に係る金額審議について ・引上げ金額について審議を継続 ・時間額を <u>30円引上げて891円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

## 2 審議結果

- ① 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「電子部品・デバイス等製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。

写

令和4年10月19日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、  
電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・  
音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業  
最低賃金専門部会

部会長代理 長 岐 和 行

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、  
その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同  
附属装置製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

白木 智昭

長岐 和行

堀井 潤

(労働者代表委員)

木村 忍

後藤 正文

佐藤 成樹

(使用者代表委員)

佐藤 宗樹

瀧澤 薫

若泉 裕明

## 別 紙

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）
- (2) 電池製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) その他の電気機械器具製造業
- (5) 映像・音響機械器具製造業（電気音響機械器具製造業を除く。）
- (6) 電子計算機・同附属装置製造業
- (7) (2)から(6)までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (8) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(6)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
  - ロ 電気部品の組立て又は加工の業務のうち、主として卓上において行う組線、巻線、はんだ付け、取付け又は検査の業務

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間891円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和4年12月25日



令和4年10月19日

秋田労働局長  
川口秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫

秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子  
応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械  
器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金の改  
正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月23日付け秋労発基0823第1号をもって  
貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙  
のと通りの結論に達したので答申する。

（別紙 省略）

令和4年度特定最低賃金改定の審議経過  
(自動車・同附属品製造業専門部会)

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月21日(水) 9:55~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・資料説明 ・賃金実態調査結果報告
第2回 自動車 製造専門部会	9月28日(水) 9:55~11:05 合庁第2会議室 ・公2労3使2 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>31円引上げて938円とする</u> ことを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

## 2 審議結果

- ① 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和4年9月28日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会

部会長 堀 井 潤

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金  
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

(公益代表委員)

伊藤 慎一

白木 智昭

堀井 潤

(労働者代表委員)

佐藤 伸幸

高橋 智也

牧野 正人

(使用者代表委員)

小玉 博貴

時田 祐司

堀江 重久

## 別 紙

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間938円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和4年12月25日



令和4年9月28日

秋田労働局長  
川口秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会  
会長 赤坂 薫

秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金  
の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月23日付け秋労発基0823第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

（別紙 省略）

**令和4年度特定最低賃金改定の審議経過**  
**(自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業専門部会)**

回数	開催月日・場所	審議の状況概要(議題等)
第1回 特定最低賃金 合同専門部会	9月21日(水) 9:55~10:55 秋田県教育会館 非鉄 公3労3使3 電子 公3労3使3 自製 公3労3使3 自小 公3労3使2	1 各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について 2 各専門部会の意見聴取の方法について ・書面による聴取、聴取書の様式ほかを審議 3 各特定最低賃金の発効日の統一について 4 各専門部会の審議の進め方について ・審議日程等について申合せ 5 その他 ・資料説明 ・賃金実態調査結果報告
第2回 自動車 小売専門部会	9月29日(水) 10:00~11:05 合庁第2会議室 ・公3労3使3 (非公開)	1 参考人意見書について ・労使各1名からの意見書の報告 2 改正決定に当たりの基本的な考え方と金額提示について ・労使の基本的考え方と金額提示、金額審議 ・時間額を <u>28円</u> 引上げて <u>897円</u> とすることを全会一致で議決し結審、6条5項を適用し同日答申

## 2 審議結果

- ① 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金改正決定に関する報告書」のとおり。
- ② 別添「自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について(答申)」のとおり。



令和4年9月29日

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫 殿

秋田地方最低賃金審議会

秋田県自動車（新車）、自動車部分  
品・付属品小売業最低賃金専門部会

部会長 伊藤 慎 一

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・付属品  
小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月23日秋田地方最低賃金審議会において付託された秋田県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

（公益代表委員）

赤坂 薫  
伊藤 慎一  
堀井 潤

（労働者代表委員）

佐々木 真司  
保坂 元  
三浦 孝博

（使用者代表委員）

小河原 欣也  
金田 弥生  
佐々木 俊幸

## 別 紙

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

### 1 適用する地域

秋田県の区域

### 2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

### 3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

### 4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間897円

### 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 6 効力発生の日

令和4年12月25日



令和4年9月29日

秋田労働局長

川口秀人 殿

秋田地方最低賃金審議会

会長 赤坂 薫

秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品  
小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年8月23日付け秋労発基0823第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

（別紙 省略）

## 令和4年度 地域別最低賃金 改定状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効年月日
北海道	C	30	920 ( 889 )	31	+1	2022年 10月2日
青森	D	30	853 ( 822 )	31	+1	2022年 10月5日
岩手	D	30	854 ( 821 )	33	+3	2022年 10月20日
宮城	C	30	883 ( 853 )	30		2022年 10月1日
秋田	D	30	853 ( 822 )	31	+1	2022年 10月1日
山形	D	30	854 ( 822 )	32	+2	2022年 10月6日
福島	D	30	858 ( 828 )	30		2022年 10月6日
茨城	B	31	911 ( 879 )	32	+1	2022年 10月1日
栃木	B	31	913 ( 882 )	31		2022年 10月1日
群馬	C	30	895 ( 865 )	30		2022年 10月8日
埼玉	A	31	987 ( 956 )	31		2022年 10月1日
千葉	A	31	984 ( 953 )	31		2022年 10月1日
東京	A	31	1072 ( 1041 )	31		2022年 10月1日
神奈川	A	31	1071 ( 1040 )	31		2022年 10月1日
新潟	C	30	890 ( 859 )	31	+1	2022年 10月1日
富山	B	31	908 ( 877 )	31		2022年 10月1日
石川	C	30	891 ( 861 )	30		2022年 10月8日
福井	C	30	888 ( 858 )	30		2022年 10月2日
山梨	B	31	898 ( 866 )	32	+1	2022年 10月20日
長野	B	31	908 ( 877 )	31		2022年 10月1日
岐阜	C	30	910 ( 880 )	30		2022年 10月1日
静岡	B	31	944 ( 913 )	31		2022年 10月5日
愛知	A	31	986 ( 955 )	31		2022年 10月1日
三重	B	31	933 ( 902 )	31		2022年 10月1日
滋賀	B	31	927 ( 896 )	31		2022年 10月6日
京都	B	31	968 ( 937 )	31		2022年 10月9日
大阪	A	31	1023 ( 992 )	31		2022年 10月1日
兵庫	B	31	960 ( 928 )	32	+1	2022年 10月1日
奈良	C	30	896 ( 866 )	30		2022年 10月1日
和歌山	C	30	889 ( 859 )	30		2022年 10月1日
鳥取	D	30	854 ( 821 )	33	+3	2022年 10月6日
島根	D	30	857 ( 824 )	33	+3	2022年 10月5日
岡山	C	30	892 ( 862 )	30		2022年 10月1日
広島	B	31	930 ( 899 )	31		2022年 10月1日
山口	C	30	888 ( 857 )	31	+1	2022年 10月13日
徳島	C	30	855 ( 824 )	31	+1	2022年 10月6日
香川	C	30	878 ( 848 )	30		2022年 10月1日
愛媛	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月5日
高知	D	30	853 ( 820 )	33	+3	2022年 10月9日
福岡	C	30	900 ( 870 )	30		2022年 10月8日
佐賀	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月2日
長崎	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月8日
熊本	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月1日
大分	D	30	854 ( 822 )	32	+2	2022年 10月5日
宮崎	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月6日
鹿児島	D	30	853 ( 821 )	32	+2	2022年 10月6日
沖縄	D	30	853 ( 820 )	33	+3	2022年 10月6日
全国加重平均			961 ( 930 )	31		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額



# 非鉄金属製造業最低賃金改定状況

令和5年1月31日現在

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		採決	発効日	(参考) 地域最賃 引上額
	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)	時間額	比較 (時間額)			
大阪(A)	910	25	937	27	965	28	965	0	993	28	改定必要性無	—	—	31	
埼玉(A)	904	20	924	20	948	20	948	4	974	26	1,006	○	令和4年12月1日 法	31	
静岡(B)	898	16	916	18	935	19	935	引き上げなし	954	19	979	○	令和4年12月21日 指	31	
三重(B)	881	17	900	19	920	20	921	1	942	21	970	●	令和4年12月21日 法	31	
秋田(D)	851	17	871	20	891	20	895	4	910	15	933	○	令和4年12月25日 指	31	
福島(D)	847	16	改定必要性無		865	18	866	1	886	20	912	○	令和5年1月1日 法	30	
大分(D)	866	20	886	20	907	21	911	4	936	25	965	○	令和4年12月25日 法	32	

採決状況 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ●:使用者側一部反対 ▲:労働者側反対 ▲:労働者側一部反対

	E231	E232	E233	E234	E235	E239	E22
	非鉄金属第1次 製錬・精製業	非鉄金属第2次 製錬・精製業	非鉄金属・同合金圧延 業(抽伸、押出しを含む)	電線・ケーブル製造業	非鉄金属素形材製造業	その他の 非鉄金属製造業	鉄鋼業
大阪	×	×	○	○	×	×	×
埼玉	×	○	○	○	×	×	×
静岡	×	○	○	○	一部	×	一部
三重	×	×	×	○	×	×	×
秋田	○	○	×	×	×	×	×
福島	○	○	○	○	○	○	×
大分	○	○	×	○	×	○	×

# 電気機械器具等製造業最低賃金改定状況

令和5年1月31日現在

都道府県名	ランク	改定前額	改定後額	前年比較	採決		発効日		(参考) 地域最賃 引上額	
		時間額	時間額	時間額						
埼玉	A	981	1,013	32	○	○	法	12月1日	31	
千葉		981	1,013	32	○	—	指	12月25日	31	
神奈川		890(地 1,040)	意向表明及び申出なし					指	平成27年3月1日	31
愛知		901(地 955)	必要性なし					指	平成30年12月16日	31
大阪		994(地 1,023)	必要性なし					指	令和3年12月1日	31
茨城	B	932	961	29	○	—	指	12月31日	32	
栃木		940	971	31	○	—	指	12月31日	31	
富山		879	910	31	○	—	法	12月22日	31	
山梨		934	959	25	●	◐	法	12月30日	32	
長野		916	945	29	○	—	法	12月14日	31	
静岡		939	964	25	○	—	指	12月21日	31	
三重		927	952	25	▲	▲	法	12月21日	31	
京都		957	986	29	○	○	法	令和5年1月27日	31	
兵庫		930	961	31	○	—	指	12月1日	32	
広島		924	953	29	▲	▲	法	12月31日	31	
北海道	C	924	955	31	○	—	指	12月1日	31	
宮城		890	919	29	○	—	指	12月15日	30	
群馬		935	965	30	○	—	法	12月29日	30	
新潟		936	965	29	○	—	法	12月28日	31	
石川		896	923	27	○	—	法	12月31日	30	
福井		857(地 888)	必要性なし					指	令和元年12月24日	30
岐阜		907	929	22	○	—	指	12月21日	30	
奈良		891(地 896)	必要性なし					法	令和3年12月29日	30
岡山		904	932	28	○	—	法	12月30日	30	
山口		921	948	27	○	—	指	12月15日	31	
徳島	911	942	31	○	—	法	12月21日	31		
香川	913	942	29	○	—	指	12月15日	30		
福岡	947	977	30	○	—	指	12月10日	30		
青森	D	859	888	29	○	○	指	12月21日	31	
岩手		847	877	30	●	●	法	12月31日	33	
秋田		861	891	30	○	—	指	12月25日	31	
山形		872	903	31	○	○	法	12月25日	32	
福島		856	880	24	○	—	法	12月30日	30	
鳥取		825	859	34	○	—	法	12月17日	33	
島根		853	882	29	○	—	法	12月18日	33	
愛媛		921	947	26	○	—	指	12月25日	32	
高知		793(地 853)	必要性なし					指	令和元年12月29日	33
佐賀		867	900	33	○	—	法	12月24日	32	
長崎	864(地 853)	必要性なし					法	令和3年12月29日	32	
熊本	863	896	33	○	—	法	12月15日	32		
大分	864	896	32	○	—	法	12月25日	32		
宮崎	831(地 853)	必要性なし					法	令和3年12月24日	32	
鹿児島	842(地 853)	必要性なし					法	令和3年12月17日	32	

\*神奈川、愛知、大阪、福井、奈良、高知、宮崎、鹿児島は、地域別最低賃金が適用

採決状況 ○:全会一致

●:使用者側反対

◐:使用者側一部反対

▲:労働者側反対

▲:労働者側一部反対

# 自動車製造業最低賃金改定状況

令和5年1月31日現在

都道府 県名	ラン ク	改定前額	改定後額	前年比較	採 決		発 効 日		(参 考) 地域最賃 引上額	
		時間額	時間額	時間額						
埼 玉	A	990	1013	23	○	○	法	12月1日	31	
東 京		838(地 1,041)	必要性なし					法	平成24年2月18日	31
神奈川		855(地 1,040)	意向表明及び申出なし					指	平成25年3月1日	31
愛 知		976	997	21	▲	▲	法	12月16日	31	
大 阪		998(地 1,023)	必要性なし					指	令和3年12月1日	31
栃 木	B	947	978	31	○	—	指	12月31日	31	
富 山		934	960	26	○	—	法	12月25日	31	
山 梨		938	961	23	○	—	法	12月25日	32	
静 岡		970	995	25	●	●	指	12月21日	31	
三 重		962	987	25	○	○	法	12月21日	31	
滋 賀		957	981	24	○	○	法	12月31日	31	
京 都		968	993	25	○	○	法	令和5年1月27日	31	
広 島		938	964	26	▲	▲	法	12月31日	31	
群 馬	C	935	965	30	○	—	法	12月29日	30	
石 川		946	971	25	○	—	指	12月31日	30	
岐 阜		951	972	21	○	—	指	12月21日	30	
岡 山		936	956	20	○	—	法	12月10日	30	
山 口		965	985	20	○	—	指	12月15日	31	
福 岡		957	987	30	○	—	指	12月10日	30	
秋 田	D	907	938	31	○	—	指	12月25日	31	
山 形		888	919	31	○	○	法	12月25日	32	
福 島		890	916	26	○	—	法	12月24日	30	
島 根		919	951	32	○	—	法	12月28日	33	
熊 本		902	931	29	○	—	法	12月15日	32	
大 分		894	916	22	○	—	法	12月25日	32	

※東京、神奈川、大阪は、地域最低賃金が適用

採決状況 ○:全会一致 ●:使用者側反対 ●:使用者側一部反対  
 ■:使用者側全員退席 ▲:労働者側反対 ▲:労働者側一部反対

# 自動車小売業最低賃金改定状況

令和5年1月31日現在

リンク	都道府県名		改正前	改正後	前年度比較	採決		発効日		(参考)
			時間額	時間額	時間額					地域最賃引上額
A	埼玉	自動車小売	988	1,018	30	○	○	法	12月1日	31
	千葉	新車	922(地 984)	必要性なし			指	平成30年12月25日	31	
	神奈川	自動車小売	842(地 1,071)	意向表明及び申出なし			指	平成23年12月21日	31	
	愛知	新車	943(地 986)	必要性なし			法	令和2年12月16日	31	
	大阪	自動車小売	993(地 1,023)	必要性なし			指	令和3年12月1日	31	
B	富山	新車	769(地 908)	意向表明及び申出なし			法	平成23年1月20日	31	
	京都	新車	939(地 968)	必要性なし			法	令和4年1月26日	31	
	兵庫	自動車小売	930	963	33	○	—	指	12月1日	32
	広島	自動車小売	930	958	28	○	○	法	12月31日	31
C	宮城	自動車小売	918	946	28	○	—	指	12月15日	30
	新潟	新車、附属品含む	936	961	25	○	—	法	12月29日	31
	奈良	自動車小売	892(地 896)	必要性なし			法	令和3年12月29日	30	
	福岡	新車	959	987	28	○	—	指	12月10日	30
D	青森	自動車小売	890	919	29	○	○	指	12月21日	31
	岩手	自動車小売	879	903	24	○	○	法	令和5年1月1日	33
	秋田	新車、附属品含む	869	897	28	○	—	指	12月25日	31
	福島	自動車小売	894	922	28	○	—	法	12月18日	30
	島根	新車	904	932	28	○	—	法	12月11日	33
	大分	新車	872	902	30	○	—	法	12月25日	32
	宮崎	新車	858	890	32	○	—	法	12月14日	32
	鹿児島	新車	872	902	30	○	—	法	12月22日	32
	沖縄	新車	770(地 853)	必要性なし			法	平成30年11月18日	33	

\* 千葉、神奈川、愛知、大阪、富山、京都、奈良、沖縄は、地域別最低賃金が適用

採決状況 ○:全会一致

●:使用者側反対

◐:使用者側一部反対

▲:労働者側反対

◑:労働者側一部反対

# 令和5年度 審議会等開催予定(素案)

月	6月		7月		8月		9月		10月		6年2月		月
日	曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		曜日		日
1	木		土		火		金		日		木		1
2	金		日		水		土		月		金		2
3	土		月		木		日		火		土		3
4	日		火		金		月		水		日		4
5	月		水		土		火		木		月		5
6	火		木		日		水		金		火		6
7	水		金		月		木		土		水		7
8	木		土		火		日		月		木		8
9	金		日		水		土		月		金		9
10	土		月		木		日		火		土		10
11	日		火		金		月		水		日		11
12	月		水		土		火		木		月		12
13	火		木		日		水		金		火		13
14	水		金		月		木		土		水		14
15	木		土		火		金		日		木		15
16	金		日		水		土		月		金		16
17	土		月		木		日		火		土		17
18	日		火		金		月		水		日		18
19	月		水		土		火		木		月		19
20	火		木		日		水		金		火		20
21	水		金		月		木		土		水		21
22	木		土		火		金		日		木		22
23	金		日		水		土		月		金		23
24	土		月		木		日		火		土		24
25	日		火		金		月		水		日		25
26	月		水		土		火		木		月		26
27	火		木		日		水		金		火		27
28	水		金		月		木		土		水		28
29	木		土		火		金		日		木		29
30	金		日		水		土		月				30
31			月		木				火				31

第2回本審  
(目安伝達)  
第1回専門部  
会(参考人聴  
取)

第2回専門部  
会(金額審  
議)

第3回専門部  
会(報告)  
第3回本審  
(答申、特定  
諮問、特別小  
委員指名)

8/7答申が  
10/1発効期限

予備日

第2回公益  
委員会議

第1回特定  
最賃専門部  
会(合同)

第3回、第4  
回特定最賃  
専門部会

10/1発効異議申出  
締切

第1回  
特別小委員会

第4回本審  
(異議審、特定  
答申、諮問)

第2回特定最  
賃専門部会

第5回本審  
(総括等)

3月第1週  
までを目途  
に開催

第1回本審  
(諮問)

第1回本審  
(諮問)

中賃目安答申  
(未確定)  
第2回本審  
(目安伝達)  
第1回専門部  
会(参考人聴  
取)

第1回公益委  
員会議

山の日

スポーツの日

建国記念の日

振替休日

海の日

敬老の日

秋分の日

天皇誕生日



# 業務改善助成金（通常コース）のご案内 資料5

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

※申請期限：令和5年3月31日

（事業完了期限：令和5年3月31日）

## 業務改善助成金（通常コース）とは



中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資等を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。

この制度は令和4年12月から改定され、より活用の幅が広がりました。

## 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特例事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

## 助成上限額・助成率

### 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者 A
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

\* 10人以上の上限額区分は、<特例事業者>（裏面参照）が対象です。

### 助成率

870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

- （）内は生産性要件を満たした事業場の場合
- 「生産性」とは、企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

### 助成金支給の流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業を実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

## 対象となる事業者

- ① 中小企業事業者
- ② 事業場内最低賃金と秋田県最低賃金（853円）の差額が30円以内（883円）

## 助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"><li>・セルフレジ導入による精算業務等の短縮</li><li>・自動掃除機導入による清掃業務の短縮</li><li>・除雪機導入による除雪業務の短縮</li><li>・セルフオーダー式システムの導入による接客業務の短縮</li><li>・I Cカード式の労務管理システムの導入による勤怠管理業務の短縮</li></ul>
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上



## 助成対象経費が拡大！

下記①または②の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

- ① 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
- ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

### 生産性向上に資する設備投資

- ・定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。 B

### 関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。

## 注意事項・お問い合わせ

### 注意事項

- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記問合せ先までお問い合わせください。

秋田労働局雇用環境・均等室

電話番号：018-862-6684

秋田働き方改革推進支援センター

電話番号：0120-695-783

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

### （参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



業務改善助成金

検索

# 業務改善助成金の申請状況

●最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策「業務改善助成金」は、拡充、要件緩和等により利用促進を図ったところ、令和4年度の申請件数は44件（前年度37件）と増加した。

【業務改善助成金の申請件数】		
	全国	秋田
平成30年度	995	9
令和元年度	673	4
令和2年度	805	5
令和3年度	3,919	37
令和4年度	4,454	44

※令和4年度は1月末日現在の件数

# 最低賃金改定による業種別影響率と業務改善助成金業種別申請状況

業種	R04影響率	R04申請件数 (全44件)
食料品、飲料、飼料製造業	36.3%	5 (酒類製造業 2、食料品製造業 3)
繊維工業	56.1%	6 (縫製業)
印刷・同関連産業	34.7%	
その他製造業	17.2%	1
小売業	31.9%	5 (食料品小売業 3、ガソリンスタンド 1、薬局 1)
宿泊業	13.7%	1
飲食サービス業	39.2%	6 (レストラン)
洗濯業	56.9%	11
理・美容業	22.0%	1
上記以外		介護事業 3、その他のサービス業 2、建築業 1、卸売業 1、倉庫業 1

## 申請コースと交付額、設備投資例

申請コース	件数	交付額	主な設備投資例
30円コース	29	256,000～1,200,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入 ・ セルフオーダーシステム導入</li> <li>・ ミシン導入 ・ スボンプレス機導入</li> <li>・ ネット予約アプリ開発、導入</li> <li>・ コーチング教材の開発 ・ スクールバス用車両購入</li> <li>・ すしロボット導入</li> <li>・ ロボット掃除機導入</li> <li>・ ホイールローダー導入 (除雪用)</li> </ul>
45円コース	5	700,000～1,800,000円	
60円コース	1	3,000,000円	
90円コース	9	720,000～3,039,000円	



# 賃金引き上げに向けた取り組みをお願いします

厚生労働省では、平均的な賃金額を周知し、賃金の引き上げに向けた取り組みをお願いしています。  
この資料を参考に、賃金引き上げをご検討ください。

## A県 の平均的な賃金額（一般労働者・産業計・年齢別・3年平均）

A県	所定内給与額（月額） （千円）	所定内給与額時給 <sup>※</sup> （円）	年間賞与等特別給 （千円）
<b>合 計</b>	<b>999.9</b>	<b>9,999</b>	<b>9,999.9</b>
～19歳	999.9	9,999	9,999.9
20～24歳	999.9	9,999	9,999.9
25～29歳	999.9	9,999	9,999.9
30～34歳	999.9	9,999	9,999.9
35～39歳	999.9	9,999	9,999.9
40～44歳	999.9	9,999	9,999.9
45～49歳	999.9	9,999	9,999.9
50～54歳	999.9	9,999	9,999.9
55～59歳	999.9	9,999	9,999.9
60～64歳	999.9	9,999	9,999.9
65～69歳	999.9	9,999	9,999.9
70歳～	999.9	9,999	9,999.9

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

「（一般労働者）都道府県別第1表 都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与とその他特別給与額」の、都道府県ごとの「企業規模計（10人以上）産業計」の2019～2021年の3年間の数値を平均したものです。

## A県の「 ××業 」の平均的な賃金額（一般労働者・年齢別・3年平均）

A県	所定内給与額（月額） （千円）	所定内給与額時給 <sup>※</sup> （円）	年間賞与等特別給 （千円）
<b>合 計</b>	<b>111.1</b>	<b>1,111</b>	<b>1,111.1</b>
～19歳	111.1	1111	1,111.1
20～24歳	111.1	1,111	1,111.1
25～29歳	111.1	1,111	1,111.1
30～34歳	111.1	1,111	1,111.1
35～39歳	111.1	1,111	1,111.1
40～44歳	111.1	1,111	1,111.1
45～49歳	111.1	1,111	1,111.1
50～54歳	111.1	1,111	1,111.1
55～59歳	111.1	1,111	1,111.1
60～64歳	111.1	1,111	1,111.1
65～69歳	111.1	1,111	1,111.1
70歳～	111.1	1,111	1,111.1

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

「（一般労働者）都道府県別第1表 都道府県、年齢階級別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与とその他特別給与額」の、都道府県ごとの産業別の2019～2021年の3年間の数値を平均したものです。

※「所定内給与額時給」は「所定内給与額」を「所定内実労働時間数」で除したものと

（裏面に続く）

# 賃金引き上げに向けた取り組みをお願いします

## A県の「職種」別の平均的な賃金額（一般労働者・年齢別・2年平均）

職種	平均年齢	所定内給与額（月額） （千円）	所定内給与額時給 <sup>※</sup> （円）	年間賞与等特別給 （千円）
管理的職業従事者	99.9歳	999.9	9,999	9,999.9
事務従事者	99.9歳	999.9	9,999	9,999.9
サービス職業従事者	99.9歳	999.9	9,999	9,999.9

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

「（一般労働者）都道府県別第2表 都道府県、職種（大分類）、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）」または「（一般労働者）都道府県別第3表 都道府県、職種（特掲）、性別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）」の、都道府県ごとの職種別の2020～2021年の2年間の数値を平均したものです。

※「所定内給与額時給」は「所定内給与額」を「所定内実労働時間数」で除したものです。

## A県の「短時間労働者」の平均的な賃金額（産業計と産業別・所定内時給・3年平均）

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	9,999	××業	9,999

（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

「（短時間労働者）都道府県別第1表 短時間労働者の都道府県別1時間当たり所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額」の、都道府県ごとの「企業規模計（10人以上）産業計」と産業別の「1時間当たり所定内給与額」について、2019～2021年の3年間の数値を平均したものです。

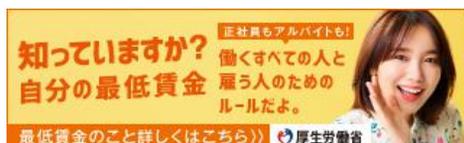
※「賃金構造基本統計調査」につきましては、厚生労働省HPをご覧ください。

### 賃金引き上げ特設ページ、最低賃金特設サイトのご案内



このリーフレットに掲載している平均的な賃金額、賃金引き上げ事例、賃金引き上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。

<https://www.saiteichingin.info/chigin/>



最低賃金、中小企業の賃金引き上げを支援する業務改善助成金等の情報を掲載しています。

<https://pc.saiteichingin.info/>



# 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

## 1. 賃金引上げに関する支援

### ① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）  
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。



### ② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。



### ③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。



### ④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



## 2. 生産性向上に関する支援

### ⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課  
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口  
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)  
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

「中小企業等経営強化法」に基づき、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例を講じることで、設備投資を行う事業主を支援します。



### ⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画

検索

問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課  
電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)

中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。



<b>⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）</b>		経営強化税制	検索
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）			
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。			(⑥と同じ) 

<b>⑧ 事業再構築補助金</b>		事業再構築補助金	検索
問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル> 0570-012-088 <IP電話用> 03-4216-4080			
ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。			

<b>⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</b>		ものづくり補助金	検索
問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）			
中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。			

<b>⑩ 小規模事業者持続化補助金</b>		持続化補助金	検索
問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 <a href="https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/">https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/</a> <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話：03-6747-4602			
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。		(商工会地区) 	(商工会議所地区) 

<b>⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金</b>		IT 導入補助金	検索
問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424			
中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。			

<b>⑫ 事業承継・引継ぎ補助金</b>		事業承継・引継ぎ補助金	検索
問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043			
事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。			

### 3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

<b>⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン</b>	下請ガイドライン	検索
問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		

<b>⑭ パートナーシップ構築宣言</b>	パートナーシップ構築宣言	検索
問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話： <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688		
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		

<b>⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」</b>	官公需基本方針	検索
問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		

<b>⑯ 官公需情報ポータルサイト</b>	官公需ポータルサイト	検索
問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		

### 4. 資金繰りに関する支援

<b>⑰ セーフティネット貸付制度</b>	セーフティネット貸付	検索
問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795		
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		

<b>⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）</b>	マル経融資	検索
問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店		
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。	(日商) 	(公庫) 

### 5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

<b>⑲ 建設事業主等に対する助成金</b>	建設事業主等に対する助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		

<b>⑳ 人材確保等支援助成金</b> 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		

<b>㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）</b> 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		

<b>㉒ 人材開発支援助成金</b> 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇制度等を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

## 6. 相談窓口・各種ガイドライン

<b>㉓ 働き方改革推進支援センター</b> 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。		

<b>㉔ よろず支援拠点</b> 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

<b>㉕ 下請かけこみ寺</b> 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをいたします。		

<b>㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」</b> 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>  
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



# 賃金引き上げ 特設ページを開設!



この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。  
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!



## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

### MENU 1

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

### MENU 2

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

### MENU 3

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

PICK UP!

## 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

### 検索結果の例

#### A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

#### A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

#### A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



# 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介



## CASE 1

### 株式会社バンダイ

玩具等の企画・開発・販売

バンダイの人材ポリシーは、社員が志をひとつにし、個々の才能を發揮する「同魂異才」。安定的な報酬体系に変えることで、生活基盤に安心感を与え、「同魂異才」の考えに沿う多様な人材確保を図りたいと考えた。令和4年4月に業績連動型である賞与の一部を基本給に組み込み比率を見直し、全社員の基本給を平均27%程度、初任給を30%引き上げた。業績に影響されない固定給の引き上げにより、社員のモチベーションアップにつなげた。

#### COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 東京都台東区駒形
- 従業員数: 833名(2022年4月現在)



## CASE 2

### 岡谷熱処理工業株式会社

製造業

従業員がモチベーションを保って働いてもらうためには、賃金の改善が必要であると常々感じていた。この課題を解決するために、IoT化を進め、従業員の作業負担を軽減しながら生産性向上に取り組み、内部留保を従業員の賃金等に還元し、令和4年4月に3.5%程度の賃金引き上げを実施した。賃金引き上げの取り組みを通じて、会社が求めている年代の正社員を2名採用できたほか、離職者もなくなるという成果が得られた。

#### COMPANY PROFILE 企業プロフィール

- 本社所在地: 長野県岡谷市
- 従業員数: 34名(2022年12月現在)



## 主な支援策の紹介

1

業務改善助成金

2

キャリアアップ  
助成金

3

働き方改革  
推進支援センター

その他にも  
様々な支援策を  
ご用意

## ▶ 同一労働同一賃金に向けた取り組み

正社員とパート・契約社員・派遣労働者の間の不合理な待遇差は禁止されています(同一労働同一賃金)ので、賃金引き上げの際は、同一労働同一賃金にもご留意ください。

どのように取り組めば良いかわからないなど、お困りごとがありましたら、専門家による無料支援を働き方改革推進支援センターで受けられます！

お申込みは  
こちら

